

大学等奨学金利子支援事業 提出書類チェックシート

※確認できたものは、□欄にレ印を付し、申請書に添付して提出してください。

◎はじめに

- 新規申請 継続申請
- 申請する方と奨学金の貸与を受けた方は同一ですか？
- 本市の市税及び国民健康保険税の滞納をしていませんか？
- 申請する方は40歳未満ですか？（令和4年4月1日現在）

※継続申請の方はチェック不要

- 奨学金の最終返還期日は「令和12（西暦2030）年9月」以降ですか？

※継続申請の方はチェック不要

◎熊谷市大学等奨学金利子支援事業給付金支給申請書（兼請求書）

- 申請者（請求者）の住所、氏名、生年月日、電話番号は申請者本人のものですか？
※電話番号は日中に連絡が取れる番号を記載してください。
- 奨学金名（貸付団体名）、卒業した学校名、就労先（職場）名を記載していますか？
- 給付金申請額を記載していますか？（上限は3万円です。）
- 申請区分の「新規」又は「継続」に○をつけていますか？
- 申請に必要な書類は添付されていますか？（次項参照）
- 振込先口座の口座名義は申請者本人のものですか？（通帳を持参してください。郵送の場合は、金融機関名・支店名・口座番号・名義人が確認できる部分のコピーを添付）

◎添付書類

- 令和2年10月1日から令和3年9月30日までに返還した奨学金の金額（元金及び利子の内訳を含む。）を確認することができる書類を添付していますか？
※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合は、ホームページから奨学金貸与・返還情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」に登録することで、「奨学金返還額証明書」の発行を依頼することができます。登録ができない場合は、「入金一覧表」の発行を依頼し、添付してください。
- 就労証明書を添付していますか？（発行の日から1か月以内のもの）
※勤務先の印がないものは原則無効ですが、押印がなくても有効とする場合があります。詳しくは、裏面を御覧ください。
- 奨学金貸与機関が発行する奨学金の全体の返還計画を確認することができる書類を添付していますか？
※継続申請の方は添付不要（返還計画の内容に変更があった場合は添付）
※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合は、「第二種奨学金の返還条件等通知および口座振替（リレー口座）加入通知」の写し及び「奨学金返還の振替案内」（令和3年度発行のもの）の写しを添付してください。お手元がない方は、「内訳表」の発行を依頼し、添付してください。
- 卒業証明書等、卒業したことを確認することができる書類を添付していますか？
※継続申請の方は添付不要

◎アンケート ※継続申請の方は回答不要

- 御回答いただけましたでしょうか（御協力をお願いいたします。）。

問合せ先

熊谷市教育委員会教育総務課管理係（市役所本庁舎6階1番窓口）
〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1
TEL048-524-1651（直通）

◎就労証明書の事業所代表者の押印について

押印のないものは原則無効ですが、下記のいずれかの場合には押印のない証明書も有効として扱います。

- ① 証明する事業者から申請者へ就労証明書の電子媒体を送付する際のメール画面等を、就労証明書の提出の際に併せて提出する場合
- ② 電子署名を保有している事業者が電子署名を付して発行する場合

【御注意ください】

事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書のデータを無断で作成し、又は改変を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして申請を却下する場合があります。

また、この場合就労証明書の事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立しうるものと考えられますので、無断作成や改変等を行わないようにしてください。